

農振除外申請必要書類

- ① 農振除外申請書 1 部
- ② 申請地のうち所在略図は住宅地図のコピー
※申請地の表示をすること（囲み表示、矢印表示等）
- ③ 申請地の写真
※2方向以上で全形を撮影するとともに撮影方向を記入すること
- ④ 農用地区域からの除外申請チェックリスト 1 部
- ⑤ 除外土地比較検討表 1 部
※自己所有等の土地の場合：様式1
自己所有地以外の場合：様式2
※申請地が遊休農地調査によりB判定、またはA判定かつ生産条件が不利等で今後耕作される見込みがない場合は不要
- ⑥ 申請地の登記簿謄本（または写し） 1 部
※徳島地方法務局発行の3カ月以内のもの
※白地を併せて利用する場合は、併用の土地の登記簿謄本も添付すること
※登記所有者住所と申請人住所に相違がある場合は、戸籍の附票等住所のつながりが分かる書類（写し可）を添付すること
- ⑦ 申請地の地籍図（公図）の写し 1 部
※徳島地方法務局または吉野川市農林業振興課発行の3カ月以内のもの
※筆界未定地の場合は、所有者全員の同意書（原本）を添付すること
※権利設定者の申請の場合、所有者及び権利設定者全員の同意書（原本）及び全員の印鑑証明書（写し可）を添付すること
- ⑧ 土地利用計画図 1 部
※土地利用計画平面図及び配置図（設備・架台・モジュール・その他）
※断面図（数値 mm、cm、mを表示及びGLの記載をしたもの）
- ⑨ （申請理由が資材置場及び駐車場の場合）
農地転用と同様の書類（別紙参照） 1 部

※上記以外の書類も提出していただく場合があります。
（例えば、土地の一部を除外申請する場合は求積図、製品パンフレット等）

「⑨資材置場及び駐車場の場合」の添付書類について

1 事業計画書 1部

※通常の駐車場の場合：様式21号

資材置場及び事業用駐車場の場合：様式21号の2

※取水・排水がある場合は、その計画書を添付すること

2 （転用者が法人の場合）

法人の登記簿謄本（または写し） 1部

法人の定款の写し 1部

3 （既に事業を行っている場合）

現在の状況が分かる書類

※（現に利用している資材置場等がある場合）利用している資材置場等の場所が確認できる地図及び利用状況の写真

※（現に保有している資材等がある場合）保有している資材等の写真

※（過去5年以内に転用許可を受けた資材置場等がある場合）
利用状況が分かる写真

4 （新規に事業を行う場合）

事業実施に必要な許可等の取得状況が分かる書類

5 （改正FIT法の申請がされている場合）

計画の取下げをしたことが分かる書類

※取下げ申請をしたことが確認できる画面のコピー等

再生可能エネルギー発電事業計画（改正FIT法）の申請がされている場合、目的外での除外・転用を防止するため、除外することはできません。そのため、既に認定されている場合は事前に取下げを行う必要があります。また、除外申請後に改正FIT法の申請が確認された場合も、転用を行う事はできません。

※その他の注意点

- ・吉野川市は、台風・ゲリラ豪雨等による農地等への浸水被害地域がありますので、除外申請の受付ができない場合があります。
- ・農振除外申請では、農振法による除外要件の他、農地法に基づく農地転用許可の見込みが必要ですので農地区分等の許可要件に特に注意して下さい。
- ・吉野川市鴨島町の市街化調整区域では、農家住宅の建設等一定の限られた開発行為以外は認められません。
- ・事前に周囲への説明を行う等、周辺農地や耕作者への影響について配慮するようにしてください。
- ・徳島県の農用地区域からの除外の判断基準の策定により、この判断基準を満たさない（申請地が農地以外の地目の土地に直接又は用水路を介して接していない等）申請については除外することはできません。